

時間外投げ込み

令和7年12月16日

報道機関各位

青森県県土整備部建築住宅課

旧むつ松木屋ビルに関して建築基準法の規定による勧告書を発出しました

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により、むつ市に所在する旧むつ松木屋ビルが被災し、外壁の脱落があった件について、建築基準法の規定により所有者に対し本日付けで下記のとおり勧告書を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 勧告に至った事由

当該建築物が、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災し、外壁が脱落した。令和7年12月16日時点で、外壁が脱落するおそれのある部分に対して脱落を防止する措置が取られていない状況であり、そのまま放置されれば通行人に被害が及ぶ危険性があるなど著しく保安上危険であると認められるため。

2. 勧告に係る措置の内容

所有者に対し、通行人等に被害が及ばないように、外壁の脱落を防止する措置、脱落しても通行人等の安全が確保できる措置又は脱落のおそれのある部分を除却する措置をとること。

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	県土整備部 建築住宅課 建築指導グループマネージャー 総括主幹 梅本 広樹
電話番号	直通：017-734-9693 内線：6803
報道監	県土整備部次長 中道 悟